

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」 新旧対照表

2026年4月改訂（前回改訂2026年1月）

（下線部変更）

新	旧
<p>第6条（譲渡の方法） 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号から第3号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。</p> <p>附則 この約款は、<u>2026年4月6日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第6条（譲渡の方法） 特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法または租税特別措置法第37条の10第3項第4号または第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭および金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行うものとします。</p> <p>附則 この約款は、<u>2026年1月5日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>